

平成27年10月8日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 弘瀬 敬一

平成27年(行コ)第4号 損害賠償請求控訴事件(原審・高知地方裁判所平成25年(行ウ)第10号)

口頭弁論終結の日 平成27年7月28日

判 決

高知市丸ノ内一丁目2番20号

控 訴 人	高知県知事
	尾 崎 正 直
同訴訟代理人弁護士	下 元 敏 晴
同 指 定 代 理 人	次 田 昌 弘
同	清 藤 祐 一
同	上 坪 敦 哉
同	川 澤 範 晃
同	武 田 良 二
同	中 平 文 男
同	本 田 明 子
同	河 岡 卓
同	織 田 勝 博
同	吉 永 浩 一

高知県南国市大桶甲1725番地10

控訴人補助参加人 川北印刷株式会社

(以下「補助参加人川北印刷」という。)

同代表者代表取締役 川 北 恭 弘

同訴訟代理人弁護士 金 子 努

高知市与力町5番16号

控訴人補助参加人 弘文印刷株式会社

(以下「補助参加人弘文印刷」という。)

同代表者代表取締役 楠 淳 一
同訴訟代理人弁護士 中 内 功

高知市

被 控 訴 人

高知市

被 控 訴 人

高知市

被 控 訴 人

主 文

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 上記の部分につき、被控訴人らの請求を棄却する。
- 3 訴訟費用（補助参加によって生じた費用を含む。）は、第1、2審を通じて被控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴人

主文同旨

2 被控訴人ら

本件控訴を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、高知県の広報誌である「さんSUN高知」（以下「本件広報誌」という。）の平成19年5月号から平成24年8月号までの印刷業務に係る入札について談合が行われ高知県には各落札金額の21%に当たる損害が生じているとして、いずれも高知県の住民である被控訴人らが、地方自治法242条の

2 第1項4号に基づき、高知県の執行機関である控訴人に対し、高知県が受けた上記損害につき、上記各入札の落札者である控訴人補助参加人らに対してそれぞれ不法行為に基づく損害賠償請求をすることを求めた住民訴訟である。

原判決が被控訴人らの請求の一部を認容したため、補助参加人川北印刷が本件控訴を提起した。

2 前提事実及び争点についての当事者等の主張は、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」の2, 3（原判決2頁16行目から12頁3行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決3頁7行目冒頭から4頁15行目末尾までを次のとおり改める。

「(2) 本件広報誌（平成19年5月号から平成24年8月号まで。ただし平成19年10月号を除く。）の入札金額等（甲3の1ないし42）

ア 高知県は、原判決添付別表3の「番号」欄記載の1ないし42に対応する「入札日」欄記載の各日に、「入札に付したもの」欄記載の各号の本件広報誌の印刷業務に係る指名競争入札を、「予定価格」及び「入札書比較価格」欄記載の条件で、それぞれ実施した（以下、上記各入札を含め、原判決添付別表3に記載した各入札については、同表中の「番号」欄記載の番号を付して、「本件入札1」などという。）。

なお、入札書比較価格は、予定価格から消費税相当額を控除した価格である。

イ 本件入札1ないし42においては、補助参加人弘文印刷が「参加人弘文印刷入札金額」欄記載の金額で、補助参加人川北印刷が「参加人川北印刷入札金額」欄記載の金額でそれぞれ入札し（いずれも消費税を含まない金額である。）、両者のいずれかが背景を黄色に表示した欄の金額で落札した（以下、この金額を「落札金額」といい、落札金額に消費税相当額を加算した額を「法律上の落札価格」という。）。

原判決別表3中の「落札率」欄記載の数値は落札金額を入札書比較価

格で除した割合を百分率で示したものであり、「1号分の落札金額」欄記載の金額は1号分の落札金額、すなわち落札金額を同表中の「入札号数」欄記載の号数で除した金額である。

ウ 本件入札1ないし42においては、本件入札37を除き、落札業者及び次点の入札業者は、いずれも補助参加人川北印刷又は同弘文印刷であった（本件入札37の次点の入札業者は池田印刷であった。）。

また、本件入札1ないし42には、補助参加人らのほか、西村謄写堂、高知印刷、池田印刷、美統及びリーブルも応札したことがあった。これらの業者の入札価格についてみると、補助参加人らがいずれも毎回予定価格を下回る金額で応札しており、本件入札32の際の美統（第3位）及び本件入札37の際の池田印刷（次点）が同様に予定価格を下回る金額で応札したことがあったことを除けば、他の業者が予定価格を下回る金額で応札したことはなかった。

このうち、本件入札10、30、37ないし39、41及び42の7回においては、西村謄写堂、美統、リーブルの3社又はこのうち2社が、全く同額の入札金額で応札したことがあった（原判決添付別表3中の「備考」欄の記載参照。）。

エ 高知県は、本件入札1ないし42について、それぞれ、補助参加人らのうちのいずれかである落札業者との間で印刷業務請負契約を締結した上、同業者に法律上の落札価格を支払った。

オ 補助参加人弘文印刷は、本件広報誌の印刷業務を落札した際、その一部を下請業者に行わせていた。その下請先は、西村謄写堂、高知印刷、共和印刷及び美統であった（楠証人2、18頁）。

補助参加人川北印刷も、同様に、本件広報誌の印刷業務を落札した際、その一部を池田印刷及びリーブルに下請けさせていた（川北証人2、3頁）。」

(2) 原判決4頁17行目の「甲14」の次に「。なお、原判決添付別表3には記載していない。」を加える。

(3) 原判決5頁13行目の「「参加人川北印刷入札金額」欄の」から同頁15行目の「とおりである。」までを削り、その末尾に改行の上次のとおり加える。

「本件入札43ないし46及び48においては、別表3中の「備考」欄記載のとおり、それぞれ高陽堂印刷が落札した。また、本件入札47においては、補助参加人川北印刷が、「参加人川北印刷入札金額」欄記載の金額で落札した。」

(4) 原判決6頁5行目冒頭から7頁11行目末尾までを次のとおり改める。

「(ア) 本件入札1ないし42においては、補助参加人らが独占してほぼ交互に落札している。また、補助参加人らは、上記各入札に当たり、それぞれ、高知市の広報誌「あかるいまち」(以下「あかるいまち」という。)の印刷業務の受注と重ならない時期に、本件広報誌を落札している。これらは、補助参加人ら間で落札者を決めていたことの現れである。

(イ) 上記各入札における落札金額の合計は、補助参加人川北印刷が1億0377万4252円であり、補助参加人弘文印刷が1億0738万6303円であって、ほぼ同額であり、補助参加人らの中で入札価格や落札者の調整があったことを推認させる。

(ウ) 上記各入札における落札率は、95.71%から99.55%に達しており、極めて高率である。補助参加人らは予定価格が推測可能であったと主張するが、落札金額が上記のとおり入札書比較価格に接近していることは、談合が行われていたことを推認させる。

(エ) 補助参加人らは、上記各入札に当たり、本件広報誌の発行部数や配送先等に大きな変更はなく、ほぼ同一の条件で入札が行われていたにもかかわらず、落札するときには低額で、落札しないときには高額で入札し

ている。これは、補助参加人らが落札する順番を決めていたことの現れである。

- (オ) 42回にわたる上記各入札の落札金額をみると、前回の落札金額よりも高い金額で落札されたことが20回、同額での落札が4回、前回より1%以内の低い落札金額で落札されたことが16回となっている。落札金額が高額でほぼ一定していることや、上記(エ)のとおりほぼ同一条件であったにもかかわらず上昇したことは、公正な競争が行われていないことを示すものである。

補助参加人らは、枚葉印刷機を使用していたため落札金額を下げることができなかつたと主張するが、本件広報誌の要求仕様書には、オフセット4色刷の指定はあるものの、印刷機の指定はない。平版オフセット印刷機、枚葉オフセット印刷機、輪転印刷機のいずれを使用してもよいのであるから上記主張には理由がない。

- (カ) 補助参加人らが落札した際に下請けに使用している印刷業者は、指名業者として本件広報誌の入札に参加しているが、落札したことがない。すなわち、これらの印刷業者は、いずれも補助参加人らから、本件広報誌の下請業務を委託される見返りとして、補助参加人らに協力していたのであって、これらの印刷業者が落札したことがないことからしても談合が行われていたと推認できる。

- (キ) 上記各入札に際し、上記(カ)の下請業者のうち、西村謄写堂と美統、リーブルの3社又はこのうちの2社が全く同一の金額で入札したことが7回ある。これも、上記各業者を含めて談合が行われていたことを示す事情といえる。

- (ク) 崎田は、平成25年1月9日、補助参加人らの依頼を受けた西村から、談合に加わるように誘いを受けた。このことは、崎田がその状況を具体的に供述していることや、その際に西村がメモ(甲17)を示して補助

参加人らが談合によって受注した印刷業務を下請業者に配分していることを説明していることから明らかに認められる。」

(5) 原判決7頁18行目の「上記(1)ア(カ)の事実」を「上記(1)ア(ク)の事実」と、同行目の「同(ア)ないし(オ)の事実」を「同(ア)ないし(キ)の事実」とそれぞれ改める。

(6) 原判決7頁23行目の末尾に改行の上、次のとおり加える。

「高知県においては、県議会の意見や総務省の見解を踏まえ、印刷を含む物品等の調達において、県内業者を優先することとしており、また、あらかじめ高知県の承認を得た場合を除いて、印刷の全部又は一部を一括して下請けさせることを禁じていた。」

(7) 原判決10頁10行目の末尾に改行の上、次のとおり加える。

「ウ 西村謄写堂、美統及びリーブルの入札価格について

上記前提事実(2)のとおり、本件入札1ないし42のうちの7回において、西村謄写堂、美統及びリーブルの3社又はこれらのうち2社が同一金額で入札したことがあったが、これは、これらの会社においては、いずれも、落札しても単独では本件広報誌の印刷業務を遂行できないため、それまでの入札金額や落札金額を参考にして、落札することがないように1部当たりの単価をやや高めに決め、これをもとに入札金額を算出する方法によっていたため、入札金額が同一となったことによるもので、談合があったことを裏付ける事情とはいえない。また、仮に談合があったとすれば、入札金額を同一とすることはない。」

(8) 原判決12頁3行目の末尾に改行の上、次のとおり加える。

「ウ 西村謄写堂、美統及びリーブルの入札価格について

補助参加人弘文印刷の主張(上記(3)ウ)を援用する。また、印刷業界において入札価格が一致することは珍しいことではない。」

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

上記前提事実に加え、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 本件広報誌の印刷業務の入札について

ア 本件広報誌は、財団法人高知県広報センターが平成6年8月に創刊したものである。本件広報誌は、毎月高知県内の各世帯に配布するために短い納期で大量に印刷することが必要であり、県内の印刷業者はいずれも単独で受注することができなかつたため、同センターでは、高知県印刷工業組合と随意契約を締結して印刷業務を発注し、同組合において各号ごとに幹事社及び協力業者を決めて印刷、納入する方法がとられていた。

同センターの業務は、平成13年3月に廃止され、同年4月以降、本件広報誌の発行は高知県に引き継がれ、その印刷業務について指名競争入札が行われるようになった。

(弁論の全趣旨)

イ 高知県議会は、平成12年10月13日、公共事業の県内業者への優先的発注及び地元産品の優先使用を求める決議をし、「県経済において公共事業は大きなウェイトを占めており、長期にわたる景気低迷により民間からの受注に多くを望めない厳しい経営状況にある県内業者にとって、公共事業に係る工事等の受注を確保することは、技術力や経営力を向上させる上で極めて重要であり、そのことが県経済の活性化に寄与することは明らかである。」として、高知県経済の活性化のために、公共事業の発注に当たってはこれまで以上に県内業者を優先することと県内業者の下請けの活用及び地元産品の優先使用を図ることを求めた。また、総務省においては、入札・契約制度について、「地方公共団体における調達は、その財源が税金によって賄われるものであるため、より良いもの、より安いものを調達しなければ」ならないことから「一般競争入札」を原則としつつ、「地域

活性化の観点からは、地元企業が受注し地域経済に貢献することも求められており；この点も踏まえ調達が必要」があることなどから、一定の場合には「指名競争入札」や「随意契約」による方法により契約を締結することが認められているとの見解を示している。

これらを受けて、高知県では、平成15年6月19日付けの「「競争入札参加資格者（物品購入等関係）の指名基準」について」との出納長通知により、物品の調達に係る指名競争入札参加者の指名に当たっては、取扱業者の中に県内業者と県外業者がある場合には、県内業者育成の見地から、原則として県内業者を優先することを定め、これに従って指名競争入札が運用されていた。そして、このような趣旨から、高知県では、入札で落札した業者が下請けに発注する場合にも県内の業者に発注するものとの運用が事実上行われていた。

(乙1, 8, 9の1, 2, 川北証人, 弁論の全趣旨)

(2) 本件入札1ないし42の実施等について

ア 本件入札1ないし42は、指名競争入札として実施され、高知県は、入札の実施に当たって、指名した入札参加業者に対し、入札実施の通知文書、「物品購入等指名競争入札参加者の心得」と題する文書、印刷物作成仕様書、入札仕様書及び制作スケジュール、本件広報誌の納入場所を示す文書などを交付していた(乙7の2ないし5は、本件入札43の入札の際に交付されたものである)。これらの文書の記載内容は、部数につき世帯数の増減に伴って若干の変動があったほかは、概ね、同様のものであり、本件広報誌の印刷業務は、オフセット印刷4色刷でA4判(A3判二つ折り)16頁の本件広報誌約33万6000部を、入稿から1週間程度の期間で、印刷、完成させて高知県内の各市町村における指定場所に納入するものであった。

(乙7の1ないし5, 各枝番を含む丁8, 弁論の全趣旨)

イ 本件入札1ないし42の実施状況の概要は、上記前提事実(2)イないしエ(ただし、当審で補正後のもの。以下において原判決の一部を引用する場合も同様である。)のとおりである。

本件入札1ないし42は、それぞれ、補助参加人弘文印刷又は同川北印刷のいずれかが落札している(原判決添付別表3参照)。両社は、本件広報誌の印刷部数が33万6000部前後と大量で、入稿から納入期限までの期間が短く、納入場所も各市町村役場等県内各地多数に分散しており、機械や従業員を集中投下しなければならず、後記エの「あかるいまち」に関するものなど他の印刷業務との兼ね合いや印刷機等の保守整備の時期などとの関係では、受注することが経営判断上必ずしも得策とはならないこともあるため、それぞれ、こうした判断に応じて、ほぼ一定額で見積もることができる印刷費用や製版費用、工賃、輸送費用などの諸費用の積み上げによる受注見積額のほか、過去の落札金額を印刷部数で除した金額(1部当たり単価)を特に重視して受注意欲を反映した入札価格を決め、上記各入札に応札していた。本件入札1ないし42における1部当たり単価は、本件入札41(1部当たり単価10円20銭)、42(同10円35銭)の2回を除き、概ね9円60銭から10円の間であった。

(丙2, 3, 丁7, 9, 楠証人)

ウ 本件入札1ないし42における落札業者は、それぞれ、高知県との間で印刷請負契約を締結した。契約書の第7条には「請負者は、印刷の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による高知県の承認を得た場合は、この限りでない。」と規定されていた(丁2は、本件入札44の入札の際に配布された契約書案であり、各契約書の記載内容は概ねこれと同じであった。以下、この規定を「一括下請禁止規定」という。)(丁2, 弁論の全趣旨)

エ 補助参加人弘文印刷は、昭和25年創業、資本金2000万円(平成2

4年増資)、従業員約30名の高知市内に本社を置く株式会社で、パンフレットなどの一般商用オフセット印刷物等を取り扱っており、古くから高知県、高知市との取引がある。

また、補助参加人川北印刷は、昭和24年に設立された、資本金4600万円、従業員50名の高知県南国市内に本社を置く株式会社で、カタログ、リーフレット等の印刷物を取り扱っており、高知県や地方自治体、一般企業等との取引がある。

補助参加人弘文印刷や同川北印刷は、それぞれ、本件広報誌の印刷業務のほか、高知市の広報誌「あかるいまち」の印刷業務(A4判16頁のリーフレット、発行部数約16万6400部)についても応札し、落札することがあった。「あかるいまち」の印刷業務も、本件広報誌と同様に、大量かつ迅速な業務遂行が求められるものであった。

(甲19の1, 2, 甲20, 21, 楠証人, 弁論の全趣旨)

オ 補助参加人弘文印刷及び同川北印刷が本件広報誌の印刷業務を落札、受注した場合には、同業務が上記アのとおり、短期間に大量に印刷して本件広報誌を完成させ高知県内各地に納品しなければならないものであったことから、両社とも一社単独では対応できず、補助参加人弘文印刷は、西村騰写堂、高知印刷、共和印刷及び美統にそれぞれ印刷業務の5分の1ずつを、また、同川北印刷は、池田印刷に15万部を及びリープルに3万6000部を下請けさせていた。なお、これらの下請けは、印刷の全部又は大部分を一括して下請けさせるものではなく、補助参加人弘文印刷及び同川北印刷が一括下請禁止規定に基づく高知県の承認を受けたことはなかった。

また、補助参加人弘文印刷、同川北印刷及びこれらの上記各下請業者らは、いずれも、本件広報誌の印刷を平版オフセット印刷機(予め裁断された用紙1枚ずつを印刷するもので、枚葉印刷機と呼ばれる。)で行って

た。なお、その当時、高知県内の印刷業者で、本件広報誌を印刷できる輪転印刷機（版を巻き付けた円筒とこれを押しながら回転する円筒との間に普通巻き取り印刷紙を通して連続的に印刷するもの。短時間に大量の印刷をすることができ、新聞、書籍などの印刷に使用する。丁5。）を有している業者はなかった。

（乙4、丙1、2、丁7、崎田証人、西村証人、楠証人、川北証人）

カ 西村謄写堂は、昭和29年に設立された、資本金350万円、従業員75名の高知市内に本社を置く有限会社で、印刷全般を取り扱っており、高知県や同県内の市町村との取引もある。また、近時の業界情報誌では、高知県内の印刷業者のうち第3位に位置付けられている（なお、第1位は株式会社高知新聞総合印刷、第2位は仁淀印刷株式会社であった。）。

また、美統は、高知市内に本社を置く株式会社で、主に県外との取引を中心に営業している印刷業者であり、上記業界情報誌では、高知県内の印刷業者のうち第4位に位置付けられている。

西村謄写堂、美統及びリーブルは、それぞれ、高知県からの指名を受けた以上、入札に参加しなければ県との今後の取引に支障が出る可能性もあることを懸念して、本件広報誌の印刷業務の入札に参加していたが、落札した場合には約33万6000部という大量部数を1週間程度で印刷した上で指定された県内各所に納品しなければならず、下請先となる協力業者が限られていることや他の業務との兼ね合いを考慮すると上記各社では元請けとして本件広報誌の印刷業務を処理する体制にはなかったことから、当初から落札する意図はなかったものの、予定価格を大幅に上回る金額で入札すると高知県の入札業者指名を受けられなくなる可能性があるため、1部当たり単価を概ね補助参加人弘文印刷や同川北印刷の落札金額のものよりもやや高い11円程度に設定して、これに部数を乗じた金額で応札していた。他方、西村謄写堂や美統は、それぞれ、補助参加人弘文印刷が本

件広報誌の印刷業務を落札，受注した場合には，同社からその業務の一部を下請けし，リーブルは，補助参加人川北印刷が本件広報誌の印刷業務を落札し，受注した場合には，同社からその業務の一部を下請けしていた。

また，本件入札10，30，37ないし39，41及び42の7回において，西村膳写堂，美統，リーブルの3社又はこのうち2社が，同額で応札したことがあったが（原判決添付別表3参照），その1部当たり単価は，本件入札30の際のものが10円60銭であったほかは，他の6回の上記各入札の際のものはいずれも11円であった。

（甲22，丙3，7，8，丁10，西村証人）

(3) 本件入札43の実施とこれを受けた高知県の対応等について

ア 高知県は，指名競争入札として，上記(1)イと同様の方法により，平成24年9月27日に本件入札43を実施したところ，高陽堂印刷が，これまでの落札金額からするとかなり低い金額で落札した（原判決添付別表3参照）。

イ 高陽堂印刷は，高知県南国市内に本社を置く印刷業者であるが，従来は主に東京等で営業活動をしており，高知県内での取引はそれほど多くなかったが，東日本大震災をきっかけに高知県内での営業活動に注力するようになった。本件入札43は，高陽堂印刷が本件広報誌の印刷業務の入札に初めて参加したものであった。（崎田証人）

ウ 高知県は，平成25年4月6日に高陽堂印刷が本件広報誌の印刷業務を県外の業者に丸投げしているとの投書メール（甲28添付の資料9）を受け取ったことから，同月8日に崎田及び高陽堂印刷の営業課長を呼んで事情を聞いたところ，崎田は，契約書を確認していなかったため一括下請禁止規定を知らなかった，裁断以外の作業を輪転印刷機を有する香川県内の印刷業者に一括下請けさせることで上記のような低い価格で入札することができるなどと説明した。

高知県では、高陽堂印刷に対し、一括下請けは認められないため、印刷についても一部下請けとするよう指導し、高陽堂印刷から下請けについての承認申請を提出させ、今回に限り事後承認の手続をとった。

また、高知県は、同日、間近に迫っていた本件入札44の実施に当たり、指名入札業者に対し、文書(丁2)を送付して、一括下請禁止規定を再確認し、これを遵守するよう呼び掛けた。

(丁2, 7, 崎田証人)

エ 本件入札44(平成25年5月号ないし同年8月号分の入札)が実施されたところ、高陽堂印刷は、上記ウの高知県の指導に従い、その一部を自社で枚葉機により印刷することとして、これを前提に入札金額を決めて応札し、落札した。

また、高知県は、同入札に係る印刷請負契約について、高陽堂印刷に上記香川県内の印刷業者への一部下請けの承認申請をさせ、これを承認した。

(甲11の1ないし3, 甲12の1ないし3, 崎田証人)

オ 高知県は、その後、本件広報誌の印刷業務の発注方法について見直しを行い、「県としては、県内業者への優先発注という方針があるものの、本件広報誌の印刷業務については、より公正・公平で競争性の高い発注方法をとること、また、できるだけ安価に調達することも考慮しなければならない」として、本件入札45以降の本件広報誌の印刷業務の入札を指名競争入札から一般競争入札に変更するとともに、承認申請があれば県内外を問わず業者に印刷の全部又は大部分を下請けに出すことを認める旨を要求仕様書中に明記した。

また、高知県は、本件入札45までにおける予定価格は枚葉機での印刷を前提として定めたが、本件入札46以降における予定価格は輪転機での印刷を前提として大幅に低い金額を定めるようになった。

(乙2ないし5, 乙7の1, 7ないし10, 12, 13, 丁3)

カ 上記のとおり高知県が県外業者への下請けも認める扱いをするようになったことから、補助参加人川北印刷は、本件入札44以降においては、上記(2)イの方法による入札価格の決定を改め、県外の輪転印刷機を保有する協力業者から見積りを徴し、同業者に下請けさせることを前提に入札価格を決定して応札するようになった。

他方、補助参加人弘文印刷は、上記のような協力業者がなかったことから、高陽堂印刷や補助参加人川北印刷に対抗できる価格で入札することができず、本件入札45以降は、本件広報誌の印刷業務の入札に参加しなくなった。

(丙2, 9, 丁6, 7, 楠証人, 川北証人)

(4) 平成25年1月9日の西村と崎田との面談等について

ア 崎田は、平成24年12月頃、高陽堂印刷が本件入札43をこれまでの落札金額の半額以下で落札しているのはダンピングではないかとの電話を受けたことがあった。崎田は、その後、後記イのとおり西村と面談するまでに、市民オンブズマン高知の会員らから、本件広報誌の入札結果に関する資料を見せられたことがあり、本件入札1ないし42について、補助参加人弘文印刷又は同川北印刷のいずれかが落札し、しかも崎田が1号分当たり270万円前後と考える損益分岐点まで落札金額が下がっていないことが不自然であり、談合が行われているのではないかなどと述べたことがあった。(崎田証人)

イ 西村は、平成25年1月9日、高陽堂印刷を訪れ、崎田と会った。西村 騰写堂と高陽堂印刷の間には仕事上の取引もあったほか、西村は、以前から印刷業界のことなどにつき崎田に教えを請うなどしたことがあり、両者は旧知の仲であった。

西村と崎田は、同日2時間ほど面談したが、西村は、その席で、崎田に対し、メモ(甲17)を書きながら、本件広報誌の印刷業務は、補助参加

人らが落札、受注しており、それぞれ、上記(2)オのとおり、他の業者に下請けさせていることや、西村謄写堂もこの下請けで相応の売上げがあったところ、上記(3)アのとおり本件入札43を高陽堂印刷が落札したことで上記の下請仕事が無くなり、売上げが大きく減少することになることを具体的な金額を挙げて話すなどした上、高陽堂印刷から西村謄写堂に本件広報誌の印刷業務の一部を下請けに回してほしいなどと話した。なお、西村は、同訪問に際しては、高陽堂印刷が県外の輪転印刷機を有する業者に一括下請けさせることを前提に上記入札に応札したことを知らず、上記入札における落札金額は高陽堂印刷の計算間違いであろうと考えていた。

これに対し、崎田は、上記アのとおり、本件広報誌の入札について談合が行われているのではないかと考えていたことから、西村に対して談合ではないかと述べた。

(甲17, 崎田証人, 西村証人)。

ウ その後、崎田は、本件広報誌の印刷業務について談合が行われている旨を高知新聞の記者に対して話したり、市民オンブズマン高知の会員が伴った高知県警の捜査官に話したことがあった。(崎田証人)

エ 高知県においても、補助参加人らをはじめ本件広報誌の印刷業務についての指名業者や県内の印刷業者等に事情聴取するなどして、談合の有無を確認したが、談合が行われたとの事実を確認することができなかった。

また、崎田は、平成25年5月30日、高知県による事情聴取の席で、本件広報誌について100%談合が行われていると考えていること、同年1月9日午後1時に自分と親しい談合グループの仲間の経営者が、同月7日に補助参加人らが話し合い、高陽堂印刷も仲間になるよう説得するようにとの依頼を受けて来社したこと、みんなを困らせるのも本意ではないので少し考えさせてほしいと言って同年1月9日午後2時頃に一度帰ってもらったなどと話した。

(甲5, 崎田証人, 弁論の全趣旨)

2 本件入札1ないし42につき談合が行われたと認められるかについて

(1) 被控訴人らは、①補助参加人らが独占してほぼ交互に、また、それぞれ高知市の広報誌「あかるいまち」の受注と重ならないように落札していること、②落札金額の合計が補助参加人らでほぼ同額であること、③落札率が高率であること、④補助参加人らの入札価格が落札するか否かで上下していること、⑤毎回の落札金額がほぼ同額で推移又は若干上昇していることが多かったこと、⑥補助参加人らの下請業者が落札したことがないこと、⑦下請業者が全く同一の入札価格で応札したことが7回あったこと、⑧崎田が西村から談合が行われているとの説明を受け参加するよう誘われたことの各事実を指摘し、これらによれば、上記各入札に当たっては、補助参加人ら及びその下請業者らの間で、落札業者や落札金額についての調整が行われ又はこれらにつき暗黙の了解があり、補助参加人らのいずれかが落札するシステムが確立していたと認められると主張するので検討する。

(2) 本件広報誌の印刷業務に関する仕様は、上記1(2)アのとおりであり、入稿から7日程度内に、A3判二つ折りで16頁の本件広報誌を約33万6000部完成させて、高知県内の各市町村の指定場所に納品するというものであって(乙7の4, 5)、短期間に大量の印刷、折り、裁断などの作業を要するものである。

他方、高知県内の印刷業者には、上記1(2)オで認定したとおり、上記のような短期間に大量の印刷に対応できる大型の輪転印刷機を備え持つ業者はなく、単独で本件広報誌の印刷業務を担うことができる業者はなかったのであって、本件広報誌の印刷業務を受注するに当たっては協力業者又は下請業者を確保できることが必要であったものと認められる。このことは、本件広報誌の印刷業務が、高知県による入札に付される前の平成13年3月までは、高知県印刷工業組合が随意契約で受注し、同組合が組合員のうち複数の業者

に担当させる方法によっていたこと（上記1(1)ア）からも裏付けられる。

加えて、高知県においては、上記1(1)イで認定したとおり、平成12年の県議会決議や平成15年の出納長通知により、本件広報誌の印刷業務を含む物品購入関係の入札については、原則として県内業者を指名する運用がされてきており、落札した業者が下請けを使う場合にも、事実上、県内の業者を使うべきとの運用が行われていたものと認められる。

本件入札1ないし42は、上記のとおり、いずれも枚葉印刷機しか有しない高知県内の印刷業者間において、県内の協力業者又は下請業者が確保できるとの制約がある状況において実施されてきたものであって、本件広報誌の印刷業務が高知県による入札が実施される以前から県内の一定の印刷業者に継続的に発注、受注されてきたとの沿革も考慮すると、そもそも印刷業者間の完全競争状態のもとで実施されてきたものとは認め難い。

そうすると、上記各入札において補助参加人らが独占して落札してきたこと（上記①）や、毎回の落札金額がほぼ一定額で推移し又は若干上昇したことが多かったこと（上記⑤）は、談合があったことを直ちに推認させる事情であるとまではいえない。

- (3) また、補助参加人らは、上記1(2)イで認定したとおり、それぞれ、「あかるいまち」やその他の印刷業務の受注状況、印刷機械などの保守整備の時期などを考慮し、受注を確保しようとして応札するか否かを事前に決めて、入札に参加していたものと認められる。また、過去の入札における予定価格や落札金額は公表されているものと認められる上（弁論の全趣旨）、従来から本件広報誌の印刷業務の入札に参加していた補助参加人らにとっては、建設工事等とは異なり、入札仕様書の内容にほとんど変動がないのであるから、予定価格の算出方法を知ることや、これをもとに最低入札価格の機能を果たす入札書比較価格を予測することは、比較的容易であったと認められる。さらに、補助参加人らは、それぞれ、過去の入札における落札金額、特に1部

当たり単価を重視し、概ね9円60銭から10円の間という非常に狭い幅の中で1部当たり単価を決めて、これに部数を乗じて入札価格を決めていたものと認めることができる(上記1(2)イ)。なお、こうした補助参加人らの入札行動についての楠証人又は川北証人の供述又は同人らの各陳述書(丙2, 9, 丁7)中の陳述記載は、いずれも合理的なものである上、客観的な資料に基づき認めることができる「あかるいまち」等の受注時期(甲19の1)や印刷機械の修理時期(丙6の1ないし9)とも符合していることからすると、十分に信用することができる。

補助参加人らの上記のような入札行動からすると、本件広報誌に関する印刷業務の落札と「あかるいまち」の受注時期とが重ならないこと(上記①)が業者間の調整によるものであったとは認められないし、落札金額が入札書比較価格にかなり近く落札率が高率となっていること(同③)、落札した場合の入札価格が比較的安く、落札しなかった場合の入札価格が比較的高かったこと(同④)は、いずれも何ら不自然ではない。そして、補助参加人らが、それぞれ、上記のとおり同様の方法によって入札価格を決めて落札していたことからすると、補助参加人らがそれぞれほぼ同回数落札しているのであるから(補助参加人弘文印刷の落札は20回、同川北印刷の落札は22回。原判決添付別表3参照。)、落札金額の合計額が概ね同額となっていること(同②)も、必然の結果といえる。したがって、被控訴人らの指摘する上記各事情が談合が行われたことを示すものであるとまではいえない。

- (4) さらに、西村謄写堂や美統、リーブルといった本件広報誌の印刷業務に関しては補助参加人らの下請けとなっていた印刷業者は、本件入札1ないし42にも参加していたと認められるものの、上記1(2)カで認定したとおり、各社とも、同業務を受注しても処理できないことから、落札する意図はなく、高知県の指名から外されないようにする趣旨で、それぞれが、公表されている過去の落札金額をもとに1部当たり単価を11円などと設定し、これに部

数を乗じた価格で入札していたものと認めることができる。こうした入札行動についての西村証人の供述や、西村（丙7）、美統代表者（丙8）及びリーブル代表者（丁10）の各陳述書中の陳述記載は、それぞれ、経済的合理性のあるものといえ、十分に信用することができる。

そして、上記1(2)カで認定したとおり、近接した時期に本件入札37ないし39、41及び42の5回の入札に際して、上記3社又はこのうちの2社が同一金額で入札したことがあったものの、これはそのいずれの会社も1部当たり単価を11円と設定したことによるものであったと認められるのであって、上記の趣旨で1部当たり単価を設定する際に考えられる金額の幅が大きくないことや、11円がいわば切りのいい金額であることからすると、各社が設定した1部当たり単価が偶然に一致したことが十分に考えられるところである。

以上によれば、補助参加人らの下請業者が落札したことがないこと（上記⑥）や、下請業者が全く同一の入札価格で応札したことがこれまでに7回あったこと（同⑦）が、本件広報誌の印刷業務の入札に当たり談合があったことを推認させる事情であるとまでは認められない。

- (5) 被控訴人らは、崎田の供述に依拠して、補助参加人らから要請を受けた西村が、平成25年1月9日に崎田のもとを訪れて、本件広報誌の印刷業務の入札につき談合が行われていることを説明し、高陽堂印刷がこれに加わるよう勧誘した（上記⑧）と主張し、その際に西村が説明のために書いたメモ（甲17）を提出するので検討する。

ア 崎田は、同日の西村とのやりとりについて、同年5月30日に行われた高知県による事情聴取時のほか、原審における尋問の際にも、西村が補助参加人らからの依頼を受けて崎田を訪ねてきたこと、西村から談合に加わるように勧誘を受けたことを繰り返し供述しているものと認められる。また、被控訴人らの提出に係る上記メモは、西村が上記の崎田とのやりとり

の際に書いたものであると認められる（丙7。なお、崎田は、西村が事前
に書いて持参したものである旨を説明するが（甲24）、丙7に照らし採
用できない。）。

イ しかし、崎田は、原審における証人尋問においては、当日の西村の発言
内容について具体的な供述を拒んでいる。なお、崎田は、後日、西村証人
の供述内容を確認し又は補助参加人ら提出の準備書面の記載を見て、具体
的、詳細なやりとりを明らかにするとして、意見書（甲24）を提出する
が、法廷における供述ではなく反対尋問により信用性が吟味されていない
ことを考慮すると、その記載内容が直ちに十分に信用できるとは認め難
い。

ウ また、崎田は、上記1(4)アで認定したとおり、西村との上記面談に先立
って、市民オンブズマン高知の会員らから過去の入札結果を独自の視点で
分析した資料を示され、本件広報誌の印刷業務の入札に当たっては談合が
行われているとの確信を有していたものと認められ、そうした先入観をも
って西村の話聞いていたものと認められる。

そして、西村作成の上記メモは、1枚目には、左側冒頭に補助参加人弘
文印刷を意味する「弘」が記載され、その下に西村騰写堂を意味する「西」、
高知印刷を意味する「高」、共和印刷を意味する「共」及び美統を意味す
る「美」の文字がそれぞれ記載されており、同右側には、冒頭に補助参加
人川北印刷を意味する「川」が記載され、池田印刷を意味する「池」及び
リーブルを意味する「(リーブル)」の各文字が記載されているものであ
り、また、2枚目には、本件広報誌を1部当たり単価10円35銭で落札
した場合の落札金額をもとに、補助参加人弘文印刷の取得分や残りの下請
け4社の取得分を単純な引き算や割り算で計算し、西村騰写堂がこの下請
けにより1号分当たり64万9280円の売上高を取得する計算である
旨を記載したものである。上記メモにこうした記載がされていることによ

れば、西村が、上記面談の際に、崎田に対して、本件広報誌の印刷業務の受注に関して、これらの記載内容を説明したものと認めるのが相当である（西村も後記オのとおり同旨を供述し、陳述記載している（丙7）。）。なお、上記意見書（甲24）による崎田の説明によっても、西村が落札業者の調整や落札金額の調整の方法、事前の連絡方法などの談合の実施に関する主要な部分を説明したことがあったとは認められない。

そうすると、崎田が、上記メモのとおり西村が本件広報誌の受注、下請関係を説明したことを、上記の先入観から、談合が行われていることの説明であると理解した可能性は否定できないというべきである。

エ 崎田の提出する意見書（甲24）には、面談時のやりとりを具体的に記載したものとして、崎田が「これは談合じゃないの」と問うたのに対し、西村が「うん」と答えたとのやりとりが記載されている。しかし、同記載が直ちに十分信用できるものと認め難いことは、上記イと同様である。

オ 崎田は、西村から談合に参加するよう勧誘を受けたと供述し、また、意見書（甲24、28）にもその旨を記載するが、上記エでみた面談時のやりとりの具体的記載中には、西村が高陽堂印刷に補助参加人川北印刷又は同弘文印刷のグループのいずれかに入るように求める旨の発言をしたことは記載されているものの、西村が崎田に対して談合に参加するよう求める旨の発言をした部分は見当たらない。西村が崎田に対して談合に参加するよう求めた発言は、当日の面談の核心部分であるといえ、また、崎田も原審における証人尋問では自分の考えが十分伝わっていないと考えて上記記載をしたと説明しているのであるから（甲24）、実際に西村がそうした発言をしたのであれば、西村の具体的な発言が記載されてしかるべきである。この点からも、崎田の供述や上記意見書（甲24）中の記載が十分に信用できるかには疑問が残る。

なお、高陽堂印刷に対し補助参加人川北印刷又は同弘文印刷のグループ

のいずれかに入るように求める発言は、直ちに談合に参加するよう求めるものであると解することはできないから、崎田が、この発言を、上記ウと同様に、先入観に基づいて誤解した可能性も否定できない。

カ 他方、西村は、当日の崎田との面談について、本件入札43で補助参加人弘文印刷が落札せず、高陽堂印刷が落札したことから、どれぐらいの金額、どういう形かは分からないが、補助参加人弘文印刷から下請けできない分の穴埋めとして、高陽堂印刷から下請けをさせてもらおうと考え、自らの意思で高陽堂印刷を訪れた、そして、補助参加人弘文印刷が本件広報誌を落札した場合、どれぐらいの金額で下請けをしていたか、西村謄写堂以外にどの印刷会社が下請けをしていたかなど、自分の知り得る話を全て話したと供述する（西村証人）。

西村は、上記1(4)イで認定したとおり、平成25年1月9日に崎田を訪問した際は、高陽堂印刷が県外の輪転印刷機を有する業者に一括下請けさせることを前提に落札金額を決めたことを知らず、むしろ高陽堂印刷が計算間違いをして見積りを誤ったのではないかとまで考えていたのであるし（西村証人）、補助参加人らにおいても、上記1(1)イのとおりの高知県の調達に関する方針やこれを踏まえた本件広報誌の印刷に係る事実上の慣行から、高陽堂印刷が輪転印刷機を有する県外の業者に一括下請けさせることにより従前と比較して大幅に低額な入札金額で落札した事実を想定しておらず、むしろ、高陽堂印刷が単に見積りを誤ったにすぎないと認識していたと認められること（楠証人）からすると、西村と崎田との上記面談が、本件入札43において高陽堂印刷が廉価で落札したことを受け、補助参加人らが、その対策として、西村に、崎田と面談して談合への加入を勧誘するよう依頼したとの経緯で行われたと認めることは困難である。

キ 以上によれば、西村から談合に加わるよう勧誘を受けたとの崎田の上記

供述又は陳述記載を直ちに採用することはできない。

- (6) 以上にみたとおりであって、被控訴人らが上記①ないし⑧のとおり指摘する各事情は、いずれも、本件入札1ないし42に当たって、補助参加人らや西村謄写堂、美統、リーブルなどの印刷業者の間で談合が行われていたことを示す事情として十分なものとは認められない。また、上記各業者らが、本件広報誌の印刷業務の入札について、事前に会合を持ったり連絡を取り合ったりしたことがあったことを認めるべき証拠は見当たらない。そうすると、本件の証拠関係においては、本件入札1ないし42に当たって、上記各印刷業者間で談合が行われたとの事実を認定するには足りないというべきである。

3 まとめ

以上によれば、その余の点を判断するまでもなく、被控訴人らの請求は理由がないから全部棄却すべきである。

4 結 論

よって、被控訴人らの請求の一部を認容した原判決は相当ではなく、本件控訴は理由があるから、原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消した上、同部分に係る被控訴人らの請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

高松高等裁判所第4部

裁 判 長 裁 判 官 生 島 弘 康

裁 判 官 村 上 泰 彦

裁 判 官 井 川 真 志

これは正本である。

平成27年10月8日

高松高等裁判所第4部

裁判所書記官 弘 瀬 敬

